

I . 安定基金の概要

1. 安定基金とは

Q I -1 配合飼料安定基金とはどういう制度ですか

A : 配合飼料安定基金は、輸入飼料原料に由来する配合飼料価格の短期的で、かつ、急激な変動が畜産経営に与える影響を緩和することを目的とした制度です。

本制度は、畜産経営者及び配合飼料メーカーが積み立てた基金（通常基金）により運営される通常補てん制度と、これによっては対処し得ない大幅な配合飼料価格の高騰があつた場合に発動され、その財源の一部を国が助成している異常補てん制度（異常基金）から構成されています。

配合飼料安定基金とは、加入生産者等から積立金を徴収し、それを財源として配合飼料の値上がりがあった場合に補てん金を交付することにより、配合飼料の値上がりにより受ける加入生産者の畜産経営への影響を緩和することを目的とした制度です。

Q I -2 配合飼料安定基金はなぜ必要ですか

A : 畜産物生産費に占める飼料費の比重は高く、さらに飼料原料の大部分は輸入に依存しており、その価格は大きく変動します。このため、飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するこの安定基金制度が必要です。

Q I -3 通常基金はどのような経過でできたのですか

A : 昭和38年の米国内の干ばつと西欧諸国の穀物需要の増加から米国内のとうもろこし市況が上昇し、40年まで配合飼料価格が連続して上昇する事態となりました。

このため、43年に全国購買農業協同組合連合会（現在の全農）が主体となる「全国配合飼料供給安定基金」（以下「全農基金」という。）と全国酪農業協同組合連合会（全酪連）が主体となる「全国乳牛配合飼料価格安定基金」（現在の全国畜産配合飼料価格安定基金、以下「畜産基金」という。）が設立され、さらに48年に日本飼料工業会が「全日本配合飼料価格安定基金」（現在の全日本配合飼料価格畜産安定基金、以下「商系基金」という。）を設立し、現在の3基体制が整備されました。

Q I -4 異常基金はどのような経過でできたのですか

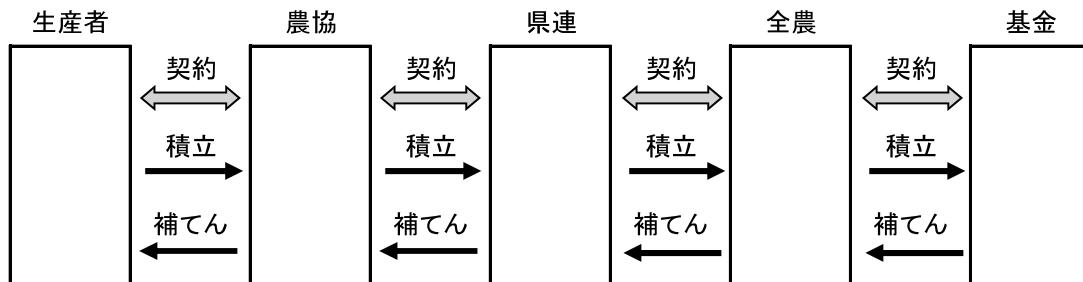
A： 昭和47年から50年にかけてアルゼンチン、オーストラリア等の大減産やソ連、中国等の不作に端を発する飼料穀物国際相場の高騰により配合飼料価格が大幅に上昇しました。

このような経緯を踏まえ、畜産経営者の負担能力を超える配合飼料価格の高騰は、国と民間の共同責任で対処すべきであるとの観点から、50年に異常補てんの実施主体である配合飼料価格安定特別基金（現在の配合飼料供給安定機構。以下「飼料機構」という。）が設立されました。

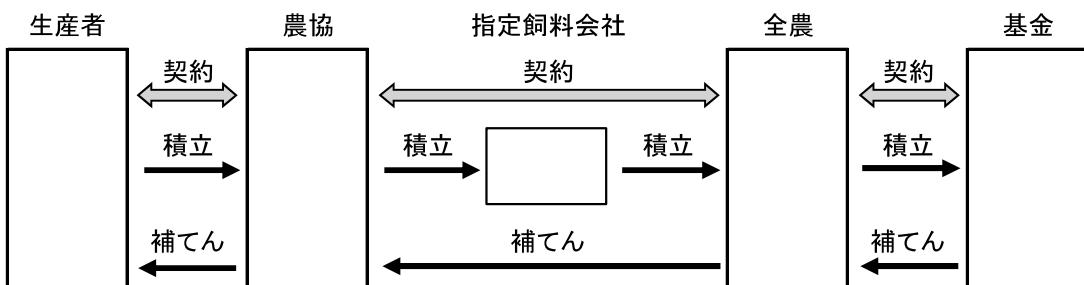
Q I -5 安定基金の基本的な流れはどのようにになっていますか

A： 基本的な流れとしては、契約の締結、積立金の納付、補てん金の交付の3つがあります。全農と県連の合併や、配合飼料事業の飼料会社への移管等により、以下のようないくつかのパターンがあります。

(1) 県連・農協が飼料事業を行う県域



(2) 指定飼料会社・農協が飼料事業を行う県域



- ①契約は、農協と全農が契約します。（指定飼料会社は契約当事者にならない）
- ②積立金は、指定飼料会社が農協より徴収します。
- ③補てん金は、全農が直接農協へ交付します。
- ④指定飼料会社直対の生産者については、契約は生産者と全農が直接契約、積立金は指定飼料会社が生産者より徴収、補てん金は全農より生産者に直接交付となります。

Q I -6 指定飼料会社とはどこを指しますか

A : ホクレンくみあい飼料株式会社、JA全農くみあい飼料株式会社の2社です。

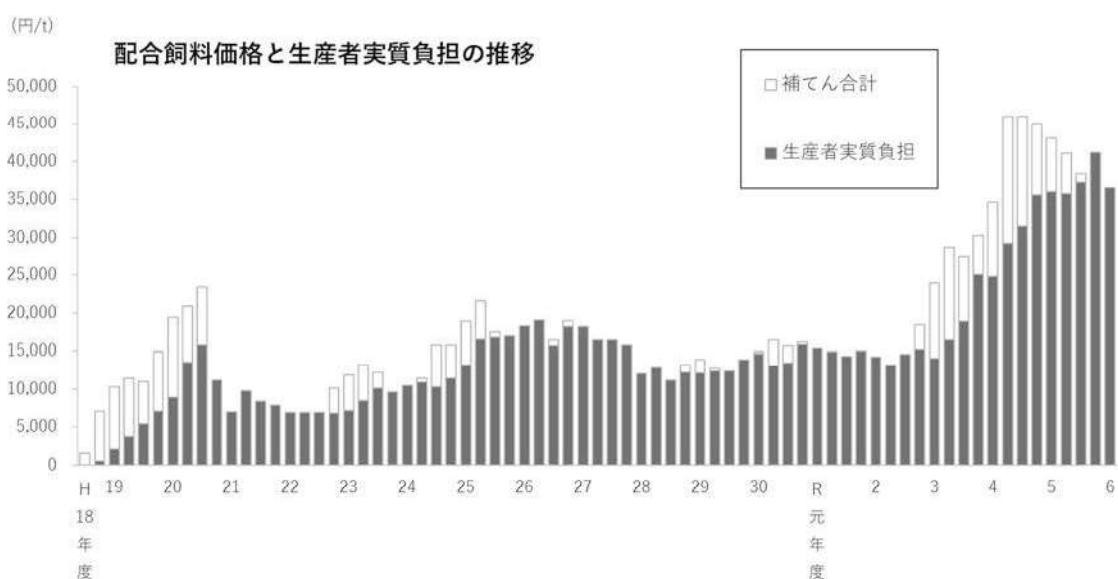
指定飼料会社は、全農に代わって配合飼料を供給する会社として位置づけられており（業務方法書第3条）、指定飼料会社（JA全農くみあい飼料株式会社）管内では、指定飼料会社が契約の集約・積立金の徴収などの業務を行います。

Q I -7 基金制度は加入生産者にとって魅力あるものになっていますか

A : 下のグラフは、配合飼料価格から補てん単価を差し引いた生産者の実質負担価格の変化を表しています。

急激な価格上昇が生じた際に補てん金が支出され、畜産経営に与える影響を緩和していることがわかります。

直近では、令和2年度第4四半期から令和5年度第3四半期と12四半期連続で補てんが発動されています。



※平成18年10-12月期を基準として全農全畜種平均価格改定額と安定基金の補てん単価により、令和6年4-6月期までの生産者実質負担の変化をグラフ化したもの。

※令和4年10-12月期から令和5年1-3月期は特別交付金が交付。

※令和5年4-6月期から令和5年10-12月期は緊急補てん制度による補てんが発動。

2. 安定基金の運営

Q I-8 基金はどのように運営されているのですか

A : 安定基金（全農基金）は県連・県JA・全農・（独）農畜産業振興機構・農林中央金庫の15会員を正会員としており、会員による年1回の通常総会を開催しています。業務の運営に必要な方針決定は、理事会で行っています。また、会員の役職員および学識経験者である評議員が、評議員会で、理事長の諮問に応じて必要な事項を調査審議します。日常の業務は、東京都千代田区内の事務所で常務理事1名、職員2名で執り行っています。

Q I-9 評議員会の果たす役割は何ですか

A : 評議員会は理事長の諮問機関です。しかし実際の運営にあたっては組織全体の意見を十分反映させるため、積立や補てんに関する一切の重要事項は評議員会の意見をきいた後、理事会にはかって決定する仕組みとなっています。

Q I-10 理事・監事・評議員の構成はどうなっていますか

A : 全国的なバランスを考慮して地区別に以下を基準に選出しています。

地区	理事	監事	評議員
北海道	1名	—	1名
北日本	2名	—	1名
東日本	2名	—	3名
西日本	1名	—	2名
北九州	1名	1名	1名
南九州・沖縄	1名	—	1名
全農	2名	—	1名
農林中央金庫	—	1名	—
学識経験者	1名	—	—

3. 安定基金システム

安定基金システムでは、積立から補てんにいたるデータを一元管理し、生産者別の契約数量、出荷数量を農協から直接入力することで、事務処理の労力軽減をはかっています。また、契約数量と出荷実績をもとに補てん対象数量・補てん金額を自動的に算出し、積立から補てんにいたる手続きに必要な帳票を出力することが可能です。

配合飼料安定基金システム ホームページアドレス

<http://esakikin.zennoh.or.jp/>

Q I-11 安定基金システムを使用するにはどうしたらよいですか

A： 安定基金システムを使用するにはIDとパスワードが必要です。P137～138の「安定基金システム使用者申請書」を提出いただければIDを発行しますので、他に漏れないよう十分に注意して管理してください。発行されるパスワードは仮パスワードですので、最初にシステムにアクセスした際に各自で設定してください。（IDやパスワードを机やパソコンに貼り付けたりしないで下さい）
もし、IDやパスワードが漏れた場合は、至急、全農にご連絡ください。ID・パスワードの再発行を行います。

アクセスできる情報範囲は、農協は管内のみ、県連はその県内ののみというように制限されています。パスワードは使用者が90日以内に変更して使用して下さい。

Q I-12 安定基金システムの運用時間を教えてください

A： 安定基金システムの運用時間は、以下のとおりです。

時期	システム運用時間
通常	月曜日～土曜日 6：00～22：00
出荷実績入力期間 (1月・4月・7月・10月)	月曜日～ <u>日曜日</u> 6：00～ <u>24：00</u>

※出荷実績入力期間のみ、終了時間が2時間延長され日曜日も使用可能になります。

Q I-13　どのパソコンからでも使用できますか

A： インターネットにつながっていて、下記の条件を満たせば、どのパソコンからでもご使用できます。（パソコンを更新した際はご注意ください。）

パソコン（O S）：Windows 10、Windows 11

インターネットブラウザ：Microsoft Edge

（Chrome、Safari、Firefox等では使用できません）

オフィスソフト：マイクロソフトオフィス2016

Q I-14　トップ画面は開くのですが、「ログイン」ボタンを押すと画面が閉じてしまい、次の画面が開きません

A： ポップアップブロッカー機能が有効になっていることが原因の可能性があります。

インターネットエクスプローラーの「ツール」メニューから安定基金システムのポップアップを許可するなどしてください。インターネットエクスプローラーだけで無く、Google ツールバーやYahooツールバーについても確認してください。詳しくは、トップ画面右下の「よくあるご質問（FAQ）」をご覧ください。

Q I-15　ID・パスワードを入れてメインメニューを開こうとしたら、「処理できませんでした」と表示されました

A： 「ツール」→「インターネットオプション」→「閲覧の履歴」→「削除」から、「インターネット一時ファイルおよびWebサイトのファイル」と「クッキーとWebサイトデータ」にチェックを入れて「削除」をクリックし、再度お試しください。

Q I-16　ID・パスワードを忘れてしまいました

A： IDは分かっていて、パスワードを忘ってしまった場合は、ID・パスワードの入力画面の「ID、パスワードを忘れた方」からパスワードを再発行してください。登録のメールアドレスに新たなパスワードが通知されます。メールアドレスを事前に登録されていない、登録したメールアドレスが分からない、IDを忘ってしまった場合は、全農本所にご連絡いただければ、IDをお調べします。発行されたID・パスワードは、お忘れのないよう管理の徹底をお願い致します。

Q I-17 人事異動により、担当者が代わりました。前任者のＩＤを使用してもいいですか

A： ＩＤは個人別に発行しているものです。担当者が代わった場合は、P137～138の「安定基金システム使用者申請書」を提出し、新たにＩＤを取得してください。

Q I-18 安定基金システムの操作方法を教えてください

A： 安定基金システムの、メニュー画面右下の「操作マニュアル」をクリックすると、PDFファイルで操作マニュアルを取得することができます。こちらをご参照ください。

Q I-19 蓄積された情報をエクセルで加工し、基金の事務処理に必要なデータとして活用することはできますか

A： エクセルで使用可能なデータ（CSV形式）をシステムから取得することができるで、これを活用することができます。なお、エクセルで展開したデータは個人情報にあたりますので、取扱いに十分注意し、絶対に他に漏れないようにして下さい。

Q I-20 システムからPDFファイル（帳票）やCSVファイルがダウンロードできません

A： 「ツール」→「インターネットオプション」→「セキュリティ」→「インターネット」→「レベルのカスタマイズ」を開き、「ファイルのダウンロード」→「有効にする」にチェックを入れて「OK」をクリックし、再度お試しください。

Q I-21 共用パソコンのため長時間使えない事業所や、インターネットが使えない事業所の場合は、どうすればよいですか

A： 「データ送受信」メニューにより、契約入力や実績報告の際、あらかじめエクセルで数値入力を行ったファイルを、システムにアップロードする事でデータ登録ができます。この機能を活用することで、インターネットへの常時接続ができない場合も、アップロード時のみインターネット通信を行うことで業務を完結できます。また、全くインターネット環境がない場合は、あらかじめエクセルで数値入力を行ったファイルを、インターネットが使える事務所等に送り、アップロードする事ができます。

Q I -22 県連や飼料会社が農協の代わりにシステムへの入力をしたり、進捗状況をチェックすることはできますか

A : 県連等は、管内農協分の契約や実績の入力および出力が可能です。この機能を活かして、管内農協が入力した情報のチェックや、入力の遅れた農協への確認をお願いします。

Q I -23 農協の組合長が代わったため、システムから出力される契約書や通知文書に印字される組合長名を変更したいのですが、どうしたらよいですか

A : 契約書の画面では、組合長名を修正して契約書を出力すると、そのときは新しい組合長名で出力されますし、マスタが更新されるため、次回以降も、新しい組合長名が表示されます。

通知文書（積立金通知書、補てん金通知書）の画面で、組合長名を修正して出力した場合は、マスタは更新されないため、そのときは新しい組合長名で出力されますが、次回同じ画面を開くと、修正前の組合長名となります。マスタの修正を行いたい時は、契約書の画面で新しい組合長名で一度出力してください。

マスタの更新を契約書画面に限定しているのは、契約書が組合長名での締結であるのに対し、通知文書は支所長や畜産担当部長名等での発信となる場合があるためです。

4. 個人情報の取り扱い

平成17年4月に個人情報保護法が施行されました。安定基金における個人情報の取扱いについて十分注意の上、業務管理を行ってください。

(1) 安定基金契約における個人情報保護法の対応

安定基金契約における生産者の氏名・住所等は、個人情報保護法の「特定の個人の情報と識別できるもの」にあたり、利用目的内での利用、安全管理措置、第三者提供の制限等が義務付けられています。安定基金契約の業務についても以下の項目の実務が必要となります。

ア. 利用目的

加入生産者と締結する基金契約書に記載している「個人情報の取扱いについて」の基金契約の利用目的は、次のとおりです。

- ・配合飼料価格差補てん契約の受付
- ・配合飼料価格差補てん積立金の徴収
- ・配合飼料の出荷実績の報告
- ・配合飼料価格差補てん金交付
- ・業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業（全農・県連および地域別飼料会社等の農協グループの関連会社）等への提供
- ・提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供
- ・行政庁が補助事業を実施するために提供を要請した場合
- ・その他、ご利用に当たり業務を適切かつ円滑に履行するため

イ. 安全管理措置

安定基金契約における個人情報の漏洩を防ぐために次の安全管理措置を講じなければなりません。

- ・農協・県連・全農および地域別飼料会社など基金業務取扱い部署は、業務にかかる責任者を選定し、担当者を限定する。
- ・基金契約書等、個人情報が記載されている書類については施錠可能な机やキャビネット等とし、取扱責任者および担当者によるカギの保管と管理を実施する。
- ・基金契約書等、個人情報が記載されている書類についての不必要的閲覧を禁止する。
- ・基金契約書等、個人情報が記載されている書類の外部への持ち出し制限をおこなう。
- ・基金契約書等、個人情報が記載されている書類の廃棄にあたっては、焼却・シュレッダー等外部へ流出しないように十分に註意する。
- ・個人データ漏洩等の事故が発生した場合の報告連絡体制を整備する。

ウ. 第三者提供の制限

個人情報保護法においては、むやみに個人情報が流出することを防ぐため、情報を提供できる範囲について制限をしなければならないとしています。加入生産者の同意（基金契約書に記載）のうえ、基金契約にかかる業務の範囲内で農協・県連・全農および飼料会社等の農協グループの関連会社と情報等の提供における印刷会社や配達会社等での取扱いとします。

(2) 安定基金システムの管理強化

安定基金システムは、個人情報保護法における「特定の個人情報を電算機を用いて検索することができるよう体系的に構築した個人情報データベース」を保有しており、システムからの個人情報の漏洩防止など、技術的安全管理措置を講じなければならないシステムに該当します。このため、ID・パスワードによりシステムのアクセス権の使用者を限定しています。安定基金システムの個人情報データの取り扱いに際してはシステムの管理者・利用者は細心の注意を持って使用しなければなりません。

ア. システム使用者申請

安定基金システムのセキュリティ強化のため、システム使用者申請を提出していただいた使用者へ、安定基金システムのIDを発行します。パスワードは安定基金システムより、使用者が設定してください。安定基金システムからのデータ漏洩防止のためパスワードは各自90日を目途に変更のうえ使用してください。1年間未使用の場合は、削除しますので再発行の手続きを行なって下さい。

イ. CSVデータの取扱い

安定基金システムから出力して得たCSVデータについては、エクセルファイルにパスワードの設定をするなど取り扱いを十分に注意してください。

不審なメール（およびその添付ファイル）はコンピューターウィルスを含む可能性があるため、開かないよう注意してください。

また、不要になったデータについては削除をすることとし、パソコンからの漏洩等が起こらないようにパソコンの廃棄についても十分に留意のうえ処分してください。